

市の施設を管理するための
「指定管理者」を募集します

長寿介護課（内線544）

市では、次の施設の指定管理による管理運営が平成21年度末で終了することから、新たに「指定管理者」を募集します。

指定管理者の申請が複数の場合は、審査を行い、最も適切な団体を選定します。

■指定管理による管理運営を予定している施設

- ①伊予市老人福祉センター
 - ②唐川ふれあいプラザ
 - ③伊予市高齢者共同住居
 - ④中山老人憩の家
 - ⑤上灘老人憩の家
 - ⑥伊予市老人デイサービスセンター「もものさし」
 - ⑦佐礼谷ふれあいプラザ
 - ⑧下灘老人憩の家
- 提出書類
- ・施設指定管理者指定申請書(市の所定の様式)
 - ・法人にあつては、法人の登記簿謄本
 - ・非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ・定款、規約等の書類又はこれら

に相当する書類

- ・申告書(市の所定の様式)
- ・国税、地方税の完納証明書又は納税義務がない旨の理由書
- ・管理を行う公の施設の事業計画書
- ・管理における収支計画書

■団体の経営状況等を説明する書類

- ・前事業年度の収支計算書又はこれらに相当する書類
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ・団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ・団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

■申込期間

10月1日(木)～27日(火)

※詳しくは、長寿介護課にお問い合わせください。また、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp/>)に詳細を掲載しています。

子育て応援特別手当(21年度版)のお知らせ
DV被害者の事前申請制度について

福祉課（内線538・539）

市内にお住まいの方で、いろいろな事情によりどうしても市内に住民登録ができないDV(家庭内暴力)被害者の方は、10月1日(木)～30日(金)に、「事前申請書」を提出してください。なお、「事前申請書」は、福祉課窓口・配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所・厚生労働省ホームページなどで入手できます。

※子育て応援特別手当(21年度版)は、生年月日が、平成15年4月2日～平成18年4月1日の子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して、対象となる子ども1人当たり1回に限り定額が支給される制度です。(受付開始日は現在検討中です。決定しだいお知らせします。)

=10月の市税納期=

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
市県民税 (第3期)	11月2日(月)	10月27日(火)
国保税 (第4期)		

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

金婚記念祝賀式について

伊予市では、これまで結婚50周年を迎えられたご夫婦の方を対象に、「金婚記念祝賀式」を開催して参りましたが、年々、参加者が減少する中で、皆さんのご意見を参考に事業継続について検討した結果、今年度から廃止することとなりましたのでお知らせいたします。

■問い合わせ 長寿介護課(内線544)

「伊予市国民健康保険直営診療所条例」の一部改正について
意見公募手続制度による意見を求めます

健康保険課（内線546）

年金所得にかかる住民税の
年金からの引き落としが始まります

税務課（内線532）

市は、伊予市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正することについて、伊予市意見公募手続条例の規定に基づき公表するとともに、次のとおり市民の皆さんからの意見を募集します。

■政策等の名称

伊予市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例(案)

■閲覧場所

○市政情報コーナー(市役所1階ロビー、中山・双海地域事務所)
※伊予市ホームページで見ることができます

きます。

■意見の提出期間

10月5日(月)～26日(月)(8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日を除く。)

■意見の提出方法

意見提案書に必要事項を記入のうえ、直接持参、郵便、FAX、Eメールにより、次の問い合わせ先に提出してください。

■問い合わせ・提出先

健康保険課(〒799-9131-933、伊予市米湊820番地、☎983-3681、Eメール kengkou-hoken@city.iyo.lg.jp)

■対象となる方

平成21年4月1日現在で65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納付義務のある方

■対象とならない方

・老齢基礎年金等の給付の年額が18万円未満である方

地方税法の改正により、今まで納付書や口座振替で支払っていた年金所得にかかる住民税が、平成21年10月支給分の公的年金から天引きされるようになります。

- ・受け取っている年金が障害年金、遺族年金のみの方
- ・介護保険料が年金から天引きされていない方
- ・その年度に納める住民税額が老齢基礎年金等の給付の年額を超える方
- ・年度途中に住民税額に変更のあった方

※詳しい内容については、今回配布しますパンフレットをご覧ください。

新型インフルエンザ
予防・拡大防止のために

◎自分でできる予防対策

- ①規則正しい生活、休養を十分とって体力や抵抗力を高めましょう。
- ②外から帰ったら、手洗い・うがいをしましょう。
- ③バランス良く栄養をとり、適切な水分補給をしましょう。
- ④不要な外出を控え、人ごみをできるだけ避けましょう。
- ⑤室内の適度な湿度、換気を心掛けましょう。



◎職場での衛生確保

- ①せきエチケットを守りましょう。
- ②こまめに石けんで手をよく洗いましょう。
- ③換気を心掛けましょう。

急な発熱とせき又はのどの痛み
「インフルエンザかもしれない」
と思ったら

- ①医療機関やかかりつけ医師にまずは電話をして、受診しましょう。
※電話をせずに病院に行くと、他の患者に迷惑がかかる恐れがあります。
- ②周りの人に迷惑を掛けないように、必ずマスクを着用しましょう。

※新型インフルエンザが、この秋拡大しています。次の方は、症状が重くなる恐れがありますので、特にご注意ください。

- ◎基礎疾患のある方
- ◎妊婦
- ◎乳幼児
- ◎高齢者 ほか



平成22年度 保育園児募集

福祉課（内線539）

市では、保護者等の仕事や病気などにより、家庭で保育できない就学前の児童を、保育所でお預かりしています。

■入所できる児童の条件

- 次のように、児童の保護者等が家庭において保育できない場合に限りです。
- 昼間いつも外に出て働いている場合
- 昼間家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- 母親が出産の前後である場合
- 病気・身体障害者などの場合
- 長期にわたり、病人・身体障害者などの看護にあたる場合
- 災害を受けた場合
- その他、市長が必要と認められた場合

■申込方法

10月1日(木)～30日(金) 8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日を除く)に福祉課、各地域事務所各保育所へお申し込みください。
※入所申込書は、福祉課、各地域事務所、

■募集定員

保育所名	定員	所在地	電話番号
ぐんちゅう保育所	120人	米 湊	982-0953
みどり保育所	45人	上吾川	982-0448
うへの保育所	75人	上 野	983-4339
なかむら保育所	70人	中 村	982-1562
おおひら保育所	45人	大 平	983-1442
とりのき保育所	90人	下吾川	982-0409
さくら幼児園	60人	米 湊	982-0614
中山保育所	90人	中 山	967-0808
佐礼谷保育所	30人	佐礼谷	968-0400
上灘保育所	90人	上 灘	986-0446
下灘保育所	45人	串	987-0300

各保育所にあります。
※産休・育休明けの入所予約も受け付けています。
※現在入所中の児童について、来年度も継続して入所を希望する場合は、保育所に継続入所申込書を提出してください。
※期間外での申し込みについては、4月からの入所ができない場合があります。
※改築中の新おおひら保育所は、来年度利用可能です。

漏水調査にご協力を！

水道課（内線713）

市では、上水道給水区域内で、漏水調査を実施しています。

この作業は、埋設している配水管を路面音調で調査するため、夜間に実施します。調査の結果によつては、宅地内にあるメーターを点検する昼間作業(戸別調査)を行うこともあります。作業はできるだけ迅速に行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

・夜間作業 22時～翌5時
■委託業者
(株)西日本水道センター広島支店

検定満期の水道メーター

取替工事について
市では、計量法に基づき8年に一度水道メーターの取り替えを実施しています。該当者には、はがきを送りますので、ご協力をお願いします。

■取替期間 1月下旬まで

※水道メーターの取り替えに關して料金をいただくことはありません。

- 調査期間 1月下旬まで
- 調査区域 市内全域
- 調査時間 市内全域
- ・昼間作業 9時～17時

～「その時、何ができるか！」みんなで考え、体験し、「まさか」の災害に備えましょう。～

10/25(日) 伊予市総合防災訓練

東南海・南海地震を想定し、関係機関と市民の皆さんが一体となって総合的な防災訓練を実施します。皆さんのご参加をお願いします。

- 日時 10月25日(日)、8:30～12:30
- 場所 伊予小グラウンド
- 内容 《主な訓練内容》
避難誘導訓練・初期消火訓練
応急救護訓練・火災防御訓練
《展示・体験コーナー》
防災グッズの展示、濃煙体験、非常食用食品の試食 など

※小雨時決行します。

■問い合わせ
防災安全課
(内線564)



安心して農地の貸し借りができます

農業委員会事務局（内線577）

農業委員会では、4月と10月の年2回、農業後継者に農地を集積することを目的として、農地の貸し借りをを行う「利用権設定等促進事業」を実施しています。

この事業で、農地の貸し借りをすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されますので、安心して貸し借りができます。

■申出受付期間 10月1～20日

■申込方法

利用権設定申出書に必要事項を記入のうえ、地区担当農業委員の確認印を押印後、農業委員会事務局、又は、地区担当農業委員に提出してください。

※事業の詳細は、農業委員会事務局、又は、地区担当農業委員にお問い合わせください。

農業者年金に加入しませんか？

◎農業者年金5つのメリット

①「積立方式」の長期的に

加入者の世代が、受給者の世代を支える賦課方式から、「積立方式」に改められました。

②国からの保険料助成がある

唯一の政策年金
認定農業者や青色申告農業者等の意欲ある担い手に対して、国からの保険料助成がある唯一の政策年金です。

③80歳までの補償が付いた

終身年金
80歳までに死亡した場合には、

80歳までに受けるはずであった農業者老齢年金の死亡時における現在価値相当額を、死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

④老後設計に合わせ、

自由に選択できる保険料
月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、また、いつでも保険料を見直すことができます。

⑤税制面での大きなメリット

保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、大きな節税のメリットが得られます。

犬の飼い主の皆さんへ

「あなたは犬の飼い主として

責任を果たしていますか？」

狂犬病予防法や愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例などの規定に基づき、犬を正しく飼うことが、飼い主の責任であり義務です。

【飼い主の責任】

- 狂犬病予防注射は毎年1回受けましょう。
- 新しく犬を飼い始めるときは、市役所で必ず登録をしましょう。
- 最後まで愛情と責任をもって終生飼育しましょう。
- 新たな子犬が飼えない場合は、繁殖防止のため不妊・去勢手術をしましょう。

【遵守義務】

- 道路・公園・海岸などを散歩するときは、首輪とひもをしっかりつけ、フンを片付ける袋などを忘れずに持参しましょう。
- 飼い主は、鳴き声・悪臭・害虫発生・体毛飛散などに気を配り、周辺の方に迷惑を掛けないようにしましょう。
- 犬が逃げないように、しっかり係留し、脱走防止の対策も忘れずに行いましょう。



ホフ ステッフ 消費者カ

暮らしの中は契約でいっぱい！

契約とは、責任が生じる「約束」のこと。私たちは、何気なく契約を結びながら生活しています。一方の「申し込み」に対して相手方が「承諾」することで、お互いの意思が一致(合意)したときに成立します。

《クイズ》次の中でどれが契約にあたりますか？

- ①コンビニでおにぎりを買う。
- ②理髪店で髪をカットする。
- ③レンタル店でDVDを借りる。
- ④電車や飛行機に乗る。
- ⑤電話でピザの出前をとる。
- ⑥マンションを借りる。
- ⑦クレジットカードでスーツを買う。

(答えは来月号で…)

産業経済課 消費者相談窓口

☎982-1111(内線573)

保険料の納め忘れはありませんか？
国民年金保険料の納付のご案内

健康保険課（内線547）

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受ける老齢基礎年金が減額されたり、受けられない場合があります。また、障害基礎年金や遺族年金などについても受けられない場合があります。

保険料は、金融機関・郵便局・コンビニの窓口のほか、口座振替・クレジットカードなどでも納付することができます。

社会保険事務所では、皆さんの年金受給権を確保するため、納付期限を過ぎても保険料を納めていない場合は、「戸別訪問」や「電話」により、納付の案内をしています。

なお、一定の所得がありながら再三の納付案内にも応じない方に対して、督促状を送付し、指定期限までに納付されない方については、強制徴収（差押え）を実施しています。

国民年金保険料の納付に関する問い合わせ

松山西社会保険事務所

☎92515175

「ねんきん定期便」を
毎年お届けします

「ねんきん定期便」とは、これまでの年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの情報を社会保険庁から送るものです。

○送付対象者

国民年金、厚生年金の被保険者

○実施時期

平成21年4月から

○送付周期

毎年誕生日に送付

○「ねんきん定期便」の内容

・年金加入期間（加入月数、納付済月数等）

・50歳未満の方には、加入実績に応じた年金見込額。50歳以上の方には、「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額。

・保険料の納付額

・年金加入履歴 など

○インターネット納付等をご利用の場合は、「社会保険庁ホームページ」(<http://www.sia.go.jp/>)で案内しています。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く。）は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者		電話
10	3(土)	未来設備	尾崎	983-5282
	4(日)	功栄設備	中村	982-5888
	10(土)	(有)升田金物店	出渕	967-0067
	11(日)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川	983-0398
	12(月)	西岡建材(株)	下吾川	983-1598
	17(土)	友澤設備	大平	982-1381
	18(日)	武智水道工業(株)	上三谷	982-1268
	24(土)	(有)田中興業	中山	967-0558
	25(日)	(株)佐々木工業所	湊町	983-0450
	31(土)	佐伯工業所	灘町	983-1244
11	1(日)	(有)港南設備	稲荷	982-4487
	3(火)	K・シマダ	下吾川	983-6553

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(8月末日現在)

	8月	累計	前年比
発生	19件	139件	+ 28件
死者	0人	1人	- 4人
傷者	25人	180人	+ 44人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(8月末日現在)

	8月	累計	前年比
侵入盗	6件	50件	- 34件
自動車盗	0件	4件	- 2件
オートバイ盗	3件	13件	- 9件
自転車盗	6件	35件	- 24件
車上ねらい	7件	31件	- 13件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
LPガスを安全に使うために

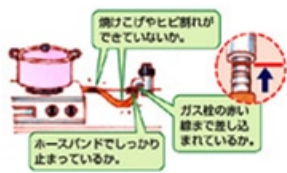
伊予消防署 ☎ 982-0657

多くの家庭の台所で毎日使われているガス。私たちが暮らしていくうえで、欠かすことのできないものとなっています。しかし、いくら便利なガスも使い方を誤ると大変危険なものになることはいうまでもありません。

ガスを安全、かつ快適に使うために次の点に注意しましょう。

① ゴムホースの点検

ホースがガス栓にしつかり差し込んで固定されているか、ひび割れなどがなく、古くなったものは早めに取り替えましょう。



② 器具の点検

ガス器具を長持ちさせ、効率よく使うためには、日ごろの点検が必要です。炎が不ぞろいだ



と思ったらブラシなどで清掃してください。また、修理が必要なときは、必ず専門業者に見てもらいましょう。

③ 使用時の注意

使用に際して、周囲に燃えやすいものはないかを確認し、使用中はその場を離れないようにしましょう。もし離れるときは、必ず火を消しましょう。

④ 換気

閉め切った部屋で長時間ガスを使うと、酸素欠乏による不完全燃焼を起こすことがありますので、換気には十分注意しましょう。

⑤ 使用後の点検

使い終わったら器具のロックだけでなく、ガス栓(元栓)も忘れずに閉めるよう習慣付けましょう。



《もしガス漏れしたら…》

◎あわてないで次のことをしましょう！

- ① ガスの元栓を閉めましょう。
- ② ドアや窓を開けて換気しましょう。

◎注意事項

- ① 換気扇を回さない。
- ② 部屋の照明や掃除機等の家電スイッチを入れ

ない。
(火花が飛んで爆発する危険性があります。)



《消防豆知識》

消防士を育てる場所

「消防学校」

過酷な現場で活躍する消防士でも、みんなが最初からそうだったわけではありません。子どもたちが小学校や中学校で勉強をするように、消防士にも消防について学ぶ学校があるのです。

県内の消防士は、採用されると半年間、松山市にある愛媛県消防

■伊予市管内の火災と救急出場件数(8月末日現在)

種別	8月分			累計(1月から)		
	火災 件数	本庁	1	1	本庁	7
中山		0	中山		2	
双海		0	双海		2	
救急出場 件数	本庁	110	148	本庁	896	1,188
	中山	12		中山	129	
	双海	26		双海	163	

火災・救急 → 119

☎ **火災 救急病院 案内 982-5959**

学校に「初任科訓練生」として入校します。各消防本部から集められた消防士のタマゴたちは集団生活をしながら、消防士としての知識や技術を身に付けるための教育を受け、厳しい訓練を行い、心身ともに日々鍛えられるのです。今年も半年間の初任科訓練を経て、ひとまわり大きくなった6人の消防士が伊予消防署に帰ってきました。

このほかにも消防学校では、「救助科」や「救急科」など、専門的な知識・技術を深めるための教育が行われています。